

会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び同法第 801 条第 3 項第 2 号に定める事後備置書類
(吸収分割に係る事後開示書類)

2025 年 1 月 6 日

(吸収分割会社)

東日本旅客鉄道株式会社
東京都渋谷区代々木二丁目 2 番 2 号
代表取締役社長 喜勢 陽一

(吸収分割承継会社)

東京都新宿区新宿四丁目 1 番 6 号
JR 東日本不動産株式会社
代表取締役社長 田崎 政史

東日本旅客鉄道株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）と JR 東日本不動産株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2024 年 11 月 5 日付で締結した吸収分割契約書（以下「本件契約」といいます。）に基づき、2025 年 1 月 1 日を効力発生日（以下「本件効力発生日」といいます。）として、吸収分割会社の不動産の流動化及び流動化により獲得する資金の再投資（回転）を目的とした社有地の開発・賃貸等事業に係る権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いましたので、本件分割に関する事項につき、下記のとおりご報告申し上げます。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2025 年 1 月 1 日

2. 吸収分割株式会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号イ）

吸収分割会社は、本件分割が会社法第 784 条第 2 項の規定に該当することから、同法第 784 条の 2 の規定による手続を行う必要がありません。

3. 吸収分割株式会社における会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続

の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号ロ）

吸収分割会社は、本件分割が会社法第 784 条第 2 項の規定に該当することから、同法第 785 条の規定による手続を行う必要がありません。なお、吸収分割会社は、新株予約権を発行していないことから、同法第 787 条の規定による手続を行う必要がありません。

また、吸収分割会社は、同法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 11 月 18 日に官報及び電子公告による債権者に対する公告を行いました。申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はありませんでした。

4. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号イ）

吸収分割承継会社は、本件分割が会社法第 796 条第 2 項の規定に該当することから、同法第 796 条の 2 の規定による手続を行う必要がありません。

5. 吸収分割承継会社における会社法第 797 条の規定及び同法第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ）

吸収分割承継会社は、本件分割が会社法第 796 条第 2 項に該当することから、同法第 797 条の規定による手続を行う必要がありません。

また、吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 11 月 18 日に官報及び日刊工業新聞において債権者に対する公告を行いました。申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はありませんでした。

6. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、2025 年 1 月 1 日をもって、本件契約書に定める吸収分割会社の不動産の流動化及び流動化により獲得する資金の再投資（回転）を目的とした社有地の開発・賃貸等事業に係る権利義務を承継いたしました。これにより、承継した資産は 38,837 百万円、負債は 99 百万円（いずれも 2024 年 3 月 31 日時点の計算を基礎として算定）であります。

7. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2025 年 1 月 6 日（予定）

8. 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上